

vol.54-01 (通算 610 号)

2024年4月号

やどかり

2024年4月15日発行

(毎月1回15日発行)

1987年12月19日第三種郵便物認可

発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

2024年度やどかりの里活動方針

やどかりの里の価値を発信し、未来を展望する -すべての人の尊厳が守られる社会を目指して-

I 私たちを取り巻く状況

1) 人権をめぐる

石川県能登半島を中心に発生した最大震度7の大地震の被害は甚大である。高齢化や過疎が進んだ地域であり、液状化による道路の寸断、上下水道の復旧も時間がかかっている。行政や支援にあたる人々の蓄積した疲労も気がかりだ。被災した支援者が1日も早く障害福祉の事業所を再開しようと努力する一方で、地元を離れて避難せざるを得ない人もいる。利用者が半減、職員も避難のため職場に戻れず、深刻な人手不足の状況が続いている。被災の現場には、日ごろ地域や現場が抱える現状や矛盾があぶり出される。

精神科病院での虐待や暴行、差別的処遇も未だ続いている。総括所見では非自発的入院、隔離、身体拘束など強制治療を認めるすべての法規定の廃止を求めている。精神医療の抜本的改革は待たなしで、人権侵害が続くことは許されない。2023年8月には滝山病院の暴行事件を受け、滝山病院問題を考える市民と議員の連絡会議が発足し、やどかりの里も賛同団体になった。宇都宮病院の入院患者暴行死亡事件発覚から40年、真に精神医療改革を実現すべく、当事者や家族、医療関係者とともに精神医療・保健福祉改革の運動を進めなければならない。

人権裁判も大きな節目を迎える。2018年1月に始まった優生保護法被害裁判は、最高裁大

法廷での口頭弁論期日が5月29日に決定した。国の誤った優生政策が多くの人々の尊厳を踏みにじり、障害のある人への差別・偏見を社会の中に根深く植えつけた事実は重い。司法は優生政策を推し進めた責任を認め、全面解決となるのか。立法府が裁判の結果を受け、どう対応するのも重要だ。この裁判はわが国の人権の基準値を問う裁判でもある。人権の砦である最高裁の判断がどう下されるか、重要な局面だ。

生活保護基準引き下げ違憲訴訟は、1月の鹿児島地裁、富山地裁の勝訴に続き、2月には津地裁判決で16例目の原告勝訴となった。これまでの裁判で初めて、厚生労働省が生活保護費10%削減という自民党の「選挙公約に付度」した引下げであったことを認定し、「専門的知見を度外視した政治的判断」と厳しく指摘した。地裁での裁判は残りわずかとなり、これからは高裁での期日が予定されている。2013年から始まった違憲訴訟。今なお厳しい生活を続ける人がいる中で、やどかりの里の原告を応援しつつ、早期解決に向けて運動を続けていかなければならない。

2) 障害分野では

障害者総合支援法に組み込まれた規制緩和で営利企業が運営する事業所の広がりが止まらない。成果主義・効率効果を求める仕組みは実践のあり様を変質させた。障害福祉の市場化は専門性の低下につながり、職員確保の困難も重なり、経営の不安定さを招いている。